

「円谷プロ」契約関係の不競法 2 条 1 項 1 4 号事件：知財高裁平成 21(ラ)10006・平成 21 年 12 月 15 日（4 部）決定 抗告棄却 / 仮処分決定相当

【キーワード】

準拠法，不競法 2 条 1 項 1 4 号（虚偽事実の国内外での告知・流布の行為），独占的利用権の許諾，契約に基く被保全権利

【事 実】

1 本件は，原決定別紙第二目録記載の本件著作物（以下，特に断らない限り，略称は原決定に従う。）の日本以外の国における本件独占的利用権の許諾を，相手方（株式会社円谷プロダクション）から受けた A から同利用権を譲り受けたと主張する原告人（ユーエム株式会社）が，相手方が国内の映像事業関係者に対し相手方書面（原決定にいう債務者書面）を送付した行為が，不正競争防止法 2 条 1 項 1 4 号の「虚偽の事実を告知し，又は流布する行為」に該当し，また，本件契約上の義務に違反することを前提に，相手方に対し，不正競争防止法 3 条に基づく本件独占的利用権の利用妨害行為の差止請求権ないし本件契約に基づくという差止請求権を被保全権利として，原告の趣旨 2 記載の告知・流布行為（以下，日本国内の第三者に対する当該行為を「国内告知・流布」，日本国外の第三者に対する当該行為を「国外告知・流布」という。）及び同 3 の(1)記載の裁判上の請求（以下「国外裁判」という。）ないし(2)記載の差止請求等（以下「国外訴訟など」という。）の差止めを求める仮処分申立事件である。

2 原決定は，相手方の相手方書面の送付行為は不正競争防止法 2 条 1 項 1 4 号所定の「虚偽の事実を告知し，又は流布する行為」に該当しないし，また，相手方に本件契約上の義務違反も認められないとして，同法 3 条に基づく差止請求権も，本件契約に基づくという差止請求権も認められないとして，本件申立て（ただし，国外訴訟などの差止めを除く。）を却下したため，原告人は，原決定を不服として本件抗告を提起するとともに，国外裁判の差止めを主位的申立てとし，その予備的申立てとして，国外訴訟などの差止めを追加した。

3 本件申立てに対する判断の前提となる事実は，次のとおり訂正するほかは，原決定の理由の要旨第 2 の 1（原決定 2 頁 3 行～ 6 頁 2 5 行）のとおりであるから，これを引用する。

- (1) 原決定 2 頁 2 1 行，3 頁 4 行の「日本」を「我が国」と改める。
- (2) 原決定 3 頁 8 行の「本件契約書は」を「本件契約書は A と相手方との間で」と改める。
- (3) 原決定 5 頁 2 5 行の「映像事業関係者」を「国内の映像事業関係者」と

改める。

4 本件申立てにおける争点

本件申立てにおける争点は、以下のとおりである。

- (1) 本件の準拠法（争点1）
- (2) 不正競争防止法2条1項14号所定の「虚偽の事実を告知し、又は流布する行為」の存否等（争点2）
- (3) 本件契約に基づく差止請求の可否（争点3）
- (4) 保全の必要性（争点4）

【判断】

1 争点1（本件の準拠法）について

本件申立ては、いずれも日本法人である原告人が相手方に対して、国内告知・流布及び国外告知・流布の差止めと、国外裁判ないし国外訴訟などの差止めを求めるものであって、原告人が主張する被保全債権の有無を検討するには、本件申立てにおいて差止めの対象とされている以上の行為（以下「本件対象行為」という。）が差止めの認められる行為であるのか否かについても、また、外国人であるAが契約当事者となっている本件契約の効力についても、法の適用に関する通則法（以下「通則法」という。）の規定に基づき、その準拠法が決定される必要がある。

(1) 不正競争防止法に基づく請求の準拠法

原告人は、相手方の国内の映像事業関係者に対する相手方書面の送付が不正競争防止法2条1項14号所定の「虚偽の事実を告知し、又は流布する行為」に該当することを前提に、相手方に対し、本件対象行為の差止めを求めているが、本件対象行為は、日本国内において行われる国内告知・流布、日本国内から行われる国外告知・流布を除き、日本国外における行為の差止めを求めるものであるから、不正競争防止法の適否の以前の問題として、通則法に基づいて、その差止めの準拠法を定めなければならない。

しかるところ、原告人の主張に係る差止請求権については、通則法に明文の規定がないが、本件対象行為が原告人に対する関係で違法であることを原因としてその差止めを求めることができるというものであって、通則法17条にいう「不法行為」を原因として法の適用が問題となる場合であると解するのが相当であるから、同条所定の「不法行為によって生ずる債権の成立及び効力」として、「加害行為の結果が発生した地の法」によるべきことになる。

そうすると、日本国外における本件対象行為の差止めが認められるか否かについては、「加害行為の結果が発生した地」として、本件対象行為の結果

が発生する当該外国となる。

しかしながら，抗告人及び相手方とも我が国に本店所在地を有する日本法人であること，日本国外における本件対象行為についても，相手方が日本国内においてその意思決定を行うものと考えられること，国外における本件対象行為によって当該外国において結果が発生したとしても，その結果は日本国内の抗告人に対して影響を及ぼすものであることなどの事情に照らすと，明らかに当該外国よりも我が国が密接な関係がある他の地といえることができるから，通則法20条により，その準拠法は日本国法と解すべきものである。

したがって，日本国内における本件対象行為については，もとより不正競争防止法が適用されるほか，日本国外における本件対象行為についても同法がその準拠法として適用されることになる。

(2) 本件契約に基づく請求の準拠法

抗告人の主張によると，本件契約は，通則法施行日以前の昭和51年，我が国において，日本法人である相手方とタイ王国人であるAとの間で締結されたものである。

したがって，本件契約の成立及び効力については，通則法附則3条3項，法例7条により，当事者による準拠法の選択がある場合は当該選択地の法，当事者による準拠法の選択がない場合は行為地法（同条2項）によるべきものである。

そして，本件契約書には，準拠法についての規定がなく，契約当事者である相手方及びAにおいて準拠法の選択について合意していたことを認めるに足りる証拠もないので，本件契約の成立及び効力の準拠法は，本件契約の行為地法である我が国の法によることになる。

2 争点2（不正競争防止法2条1項14号所定の「虚偽の事実を告知し，又は流布する行為」の存否等）について

(1) 証拠及び原審における審尋の全趣旨によると，一応，次の事実を認めることができる。

ア 相手方書面の送付に先立って，抗告人書面（疎乙2）が関係者に送付されているところ，同書面には，平成20年11月に抗告人を設立したこと，抗告人は，Aと相手方との間で締結された本件契約におけるAの一切の権利を引き継ぎ，運用していくことになったこと，本件契約は，日本の最高裁判決で確定している（なお，実際は，東京高裁判決が最高裁の上告棄却兼不受理決定により確定したものである。疎甲3）ウルトラマンの日本を除く全世界の独占的利用権をAに認めたものであり，その海外利用権の一部として，タイ王国及び中国で独自の展開がされてきたものであって，

今後、抗告人は、本件独占的利用権を行使して、世界的な展開を目指すことが記載されているが、他方、平成20年2月5日に言い渡されて確定したタイ最高裁判決（疎乙1）において、本件契約書が偽造された無効なものであって、タイ王国においては、Aが本件独占的利用権を実施できなくなっていること、中国においてAと相手方との間の訴訟が係属中であることについての記載はない。

イ Aは、平成21年2月10日、相手方に対し、本件契約に基づくAのすべての権利を平成20年12月24日に抗告人に譲渡した旨の通知をしたが（疎甲4の1, 2）、その一方で、抗告人代表者であるBは、雑誌のインタビューにおいて、Aは、同年12月24日、子のDに本件独占的使用権を譲渡し、その後、Dから抗告人に本件独占的利用権が譲渡されたと答えていた（疎乙3）。

ウ 相手方書面（疎甲5）には、Aから抗告人に対する本件独占的利用権の譲渡については、法的に重大な疑義があるため、相手方は、これに異議を述べ、法的手続を執る予定であること、平成20年2月5日に言い渡されたタイ最高裁判決において、本件契約書が偽造された無効なものであるとの判断がされて確定し、これにより、Aは、本件契約に基づく権利主張が禁じられ、タイ王国において相手方に対する損害賠償債務を負い、文書偽造の罪で訴追されていること、相手方がこれらの事実を知らせるのは、抗告人書面に記載された客観性・正当性を欠いた情報により、関係者に迷惑を掛けることになってはならないと考えたからであることなどが記載されているが、他方、Aの本件独占的実施権を認めた東京高裁判決が存在すること、その後にタイ最高裁判決が出されたことによって東京高裁判決で確認されたAの本件独占的利用権に何らかの影響が生じるのかということについての記載はない。

(2) 以上のアないしウの事実によると、相手方書面の内容は、タイ最高裁判決によって、タイ国内において、Aが本件独占的利用権を有することを主張することができないこと、Aは、タイ王国において相手方に対する損害賠償債務を負い、文書偽造の罪で訴追を受けているとの客観的事実を伝えるものと認めることができるところ、前記第2の3の前提となる事実によると、相手方書面は、その記載内容、配布先、作成に至る経緯等に照らし、その配布の直前に抗告人書面を受領している者に送付されたものであって、その送付を受けた者は、本件独占的利用権についてAと相手方との間で従前から紛争があり、我が国においては、確定した東京高裁判決によって、Aが本件独占的利用権を有することが確認されていることを認識している者であると認められることからすると、その後に相手方書面を受領しても、抗告人書面と対

比して、相手方書面は、要するに、タイ最高裁判決によってタイ王国内において、Aが本件契約書に基づく権利主張等を行うことが禁じられたことなどを述べているにすぎないと理解すると認めるのが相当であり、さらに進んで、Aがタイ王国以外の外国でも本件独占的利用権を主張することが禁じられているとまで理解するとは解されない。

また、上記雑誌によると、Aが有していた本件独占的利用権を原告人が取得した経緯について、Aから直接に取得したのか、Aの子であるDを経て取得したのか、相手方において疑義を抱く余地があったこと、本件独占的利用権に基づくAの権利主張がタイ王国ではできなくなっていること、前記第2の3の前提となる事実のとおり、本件独占的利用権について中国において係争中であることなどに照らすと、第三者が我が国以外の国で原告人との間で本件独占的利用権を基にした事業を行う場合には紛争が生ずるおそれがあることは否定し得ないことを踏まえると、相手方書面も、要は、この点について指摘するものであったと解することができる。

- (3) そうすると、相手方書面をもって、原告人の主張するように、タイ最高裁判決が東京高裁判決に優先し、原告人が無権利者となるため、原告人と取引に及べば損害を被ることが記載されたものとまで認めることができず、また、原告人書面を受領した後に相手方書面の送付を受けた者がそのように理解すると認めることもできない。
- (4) したがって、相手方書面の送付をもって、相手方において、原告人の主張するように、東京高裁判決で認められたAの有する本件独占的利用権が無効であることを理由として、本件独占的利用権を譲り受けたとする原告人が当該利用権を有しない旨を告知し又は流布したものと解するのは相当でなく、それ故に、そのような相手方書面の送付があったとの事実をもって、相手方において、Aが本件独占的利用権を有しない旨を告知し又は流布するおそれがあることの徴表と解することもできないし、さらに、相手方書面の送付以外に、相手方においてAが本件独占的利用権を有しない旨を告知し又は流布するおそれがあることの徴表となるような事実についての疎明があるともいえないから、そもそも我が国の不正競争防止法が国外における行為等に適用されるか否かという点はさておき、原告人がAから本件独占的利用権の譲渡を受けていたとしても、原告人の同法に基づくという請求について、原告人主張の被保全権利の疎明があるということができない。

3 争点3（本件契約に基づく差止請求の可否）について

本件全疎明資料によっても、本件契約上、相手方とAとの間において、Aが本件独占的利用権を有しないことを理由とする本件対象行為を行わない旨の合意があったと認めることはできず、本件契約に基づくという請求について、抗

告人主張の被保全権利の疎明があるということができない。

なお、抗告人は、利用権許諾の契約当時者である許諾者は、一定の社会的接触関係にある以上、契約に内在する当然の義務又は本来的債務に付随する信義則上の義務として、被許諾者に付与した権利を否定するような告知・流布を行ってはならないという不作為義務を有しており、被許諾者が第三者に対して行った告知・流布が、虚偽とまでは断定し得なくとも、被許諾者に付与した権利を否定する趣旨の告知・流布であるならば、差止めの対象となる不作為義務違反を構成すると解されること、また、著作権法に基づく著作権の本質は、他人が著作物について著作権法に規定されている利用行為をすることに対する禁止権・排他権であり、著作権者以外の被許諾者が利用権を有するとは、著作権者がこの禁止権を当該被許諾者に限り解除して利用権付与契約の相手方に対して差止請求権等を行行使しないという不作為義務を負うものであることなどからして、本件申立てに係る差止請求権が認められるべきであると主張する。

しかしながら、差止請求権については、当事者間において対象行為を行わないとの合意が成立しているとき又は実定法に基づき差止請求権が付与されているときに認められるべきものであって、そのような合意又は実定法が存在しないにもかかわらず、著作権についての独占的利用権の付与があったことのみをもってこれが認められるものではない。そして、このことは、著作権という観点からみても、著作権法、不正競争防止法等の法律によって、一定の要件の下に差止請求権が認められているものであって、そのような要件がないにもかかわらず、差止請求を認めることは相当でない。

加えて、相手方書面の送付が前記2で説示したとおりの趣旨のものと解されるにとどまる以上、本件契約についても、相手方にその義務違反又はそのおそれがあることの徴表となる事実についての疎明があるということとはできないから、抗告人の主張は採用することができない。

4 争点4（保全の必要性）について

以上のとおり、抗告人主張の被保全権利についての疎明がないので、本件申立ては理由がないことになるが、事案にかんがみ、保全の必要性についても付言する。

抗告人が差止めを求める相手方の本件対象行為については、日本国内で行われる行為についてだけでなく、日本国外において行われる行為についても不正競争防止法が適用されるとして、本件は、そのような本件対象行為が現に行われていることを理由とする停止としてではなく、そのおそれがあることを理由とする予防として、その差止めが求められている事案であるから、日本国内外における本件対象行為を仮処分によってあらかじめ差し止める必要性があるのか否かについて、ここで検討することとする。

(1) 日本国外における本件対象行為の差止めの必要性

本件申立ては、本件対象行為のうち、日本国外における行為の差止めを求める部分についても、仮の地位を定める仮処分命令の発令を求めるものであるが、仮の地位を定める仮処分命令は、争いがある権利関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とするときに発することができるもの（民事保全法23条2項）であって、断行的・満足的な仮処分として、その発令に際しては、高度の保全の必要性が要求されるものであるところ、本件において、相手方が日本国以外のすべての国において本件対象行為を行うがい然性があると疎明する資料はなく、抗告人の主張が具体的な国を特定することなく、漫然と日本国以外のすべての国において本件対象行為の差止めを求める必要性があるという趣旨であるとしても、そのような主張は到底これを首肯し得ず、不正競争防止法に基づく請求部分については、そもそも同法が国外における行為等に適用されるか否かという点はさておき、その必要性はないものといわざるを得ない。

したがって、本件申立てのうち、日本国外で行われる本件対象行為の差止めを求める部分は、抗告人主張の被保全債権について検討するまでもなく、保全の必要性を欠く申立てといわざるを得ないことになる。

(2) 日本国内における本件対象行為の差止めの必要性

日本国内における本件対象行為のうち、国外告知・流布の差止めを求める部分については、相手方が日本国外のすべての国の第三者に対してそのような告知・流布を行うがい然性があると疎明する資料はなく、抗告人の主張が具体的な国を特定することなく、漫然と日本国以外のすべての国の第三者に対する告知・流布の差止めを求める必要性があるという趣旨であるとしても、そのような主張は到底これを首肯し得ず、日本国外における本件対象行為についてと同様、その必要性はないものといわざるを得ない。

そうすると、保全の必要性について検討する必要があるのは、日本国内における本件対象行為のうち、国内告知・流布の差止めを求める部分ということになるが、当該部分については、その被保全権利についての疎明がないことは前記説示のとおりである。

5 結論

以上の次第であるから、いずれにしても本件申立ては理由がなく、原決定は相当であって、本件抗告は棄却されるべきものである。

【論 説】

1. 動画「ウルトラマン」で代表される円谷プロダクションが原告としてタイ人を被告に、わが国裁判所に提起した不法行為及び不競法に基づく損害賠償等

の請求訴訟は、最高裁からの差戻し審において、東京地裁は平成15年2月28日に、東京高裁は平成15年12月10日に、当事者間の契約書は真正に成立されたものであると認定し、原告所有の著作物は日本以外の外国においては被告に独占的利用権が存することを確認されており、この事件については、すでに第1論文コーナー18.において紹介しているところである。

2.ところが、その後、タイ国の最高裁判所においては、前記タイ人が所有していた契約書は偽造されたものであることが証明されたことから、わが国において、かたちを変えて紛争が起ったのである。

本件は、相手方となった円谷プロから、日本以外の国における独占的利用権の許諾を受けたというタイ人Aから、その利用権を譲り受けた抗告人が、円谷プロが国内の映像事業関係者に対し、「相手方書面」を送付した行為は、不競法2条1項14号にいう「虚偽の事実を告知し、又は流布する行為」に該当し、また本契約上の義務違反を前提として、円谷プロに対し不競法3条に基づく差止請求権を被保全権利として、その差止請求等を求めた仮処分事件であった。

その結果、原決定は、相手方の行為は不競法2条1項14号には該当しないし、相手方には本件契約上の義務違反は認められないとして、本件申立（但し、国外訴訟などの差止めを除く。）を却下したため、抗告人は原決定を不服として本件抗告を提起するとともに、国外裁判の差止めを主位的申立てとし、予備的申立てとして国外訴訟などの差止めを追加したのである。

3.争点1は、準拠法をどうするかの問題であるところ、わが国で今日、「通則法」の規定に基づいて準拠法が決定される必要があるが、国外における行為によって当該外国で結果が発生したとしても、その結果は日本国内の抗告人に対し影響を及ぼすことの事情に照らすと、明らかにわが国が密接な関係がある他の地というべきだから、通則法20条によって準拠法は日本国法と解すべきであると判断した。

したがって、本件対象行為については不競法が適用されるほか、日本国外における本件対象行為も同法がその準拠法として適用されることになると、知財高裁は判断した。

また、本件契約に基づく請求の準拠法についても、契約書には準拠法についての規定がないし、契約当事者間で準拠法の選択について合意していたと認められる証拠もないから、本件契約の成立及び効力の準拠法は、本件契約の行為地法のわが国によると判断した。

4.争点2は、不競法2条1項14号所定の行為の存否の問題であるところ、

抗告人書面には、平成20年11月に会社を設立し、Aと相手方との間で締結した本件契約におけるAの一切の権利を引継いだことや、本件契約は日本の最高裁判決で確定していることについての記載はあっても、タイの最高裁で平成20年(2008)2月5日に言い渡されて確定した判決では、本件契約書は偽造された無効なものであること、中国においてAと相手方との間の訴訟が係属中であることについての記載はない。

すると、相手方書面の内容では、タイ最高裁によって、Aが同国内においてAが本件独占的利用権を有することを主張することができないこと、Aは同国において相手方に対する損害賠償債務を負い、文書偽造の罪で訴追を受けているとの客観的事実を伝えるものと認められるから、人は相手方書面を受領しても、抗告人書面と対比して、Aが本件契約書に基づく権利主張等をすることが禁じられたことを述べているにすぎないと認めるのが相当であり、それ以上に、Aが同国以外の外国でも、本件独占的利用権を主張することが禁じられているとまでは理解するとは解されない、と認定した。

したがって、知財高裁は、相手方書面をもって、相手方においては東京高裁判決で認められたAの有する本件独占的利用権が無効であることを理由として、本件独占的利用権を譲り受けた抗告人が当該利用権を有しない旨を告知し又は流布したものと解することはできない、と認定した。

5. 争点3は、本件契約に基づく差止請求の可否の問題であるところ、本件全疎明資料からも、本件契約上、相手方とAとの間に、Aが本件独占的利用権を有しないことを理由とする本件対象行為を行わない旨の合意があったと認めることはできず、本件契約に基づく請求について、抗告人主張の被保全権利の疎明があるということとはできない、と認定した。

したがって、著作権法、不競法等の法律によって、一定の要件下に差止請求権が認められているものであるから、そのような要件を有しないにもかかわらず、差止請求を認めることは相当でない、と認定した。

6. 争点4は保全の必要性の問題であるところ、抗告人からは被保全権利についての疎明がないから、本件申立には理由がないと認定したが、裁判所は、事案にかんがみるとして、さらに付言している。

しかし、本件対象行為の差止めの必要性は、日本国内外のいずれにおいても、被保全権利の疎明がないから、そのような主張は首肯できないとして否定した。

7. 余談

本事件とは関係のない情報であるが、パチンコ、パチスロ機の企画販売をす

るフィールズ株式会社（東京）は、今年3月17日に、円谷プロダクションを4月から子会社化すると発表した。それは、映像制作会社TYOが保有する円谷プロ株（発行済み株式の51%）を全部買い取るということである。

フィールズは、アニメ「エヴァンゲリオン」シリーズのパチンコとパチスロで知られているところ、今後ウルトラマンのパチンコ企画を検討するという。（以上、朝日新聞2010年3月18日記事）

〔牛木 理一〕